

電子交付サービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、株式会社北日本銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービス（以下「インターネット取引」といいます。）および、次条に定めるお客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）について定めるものです。以下、この規定において、投資信託取引に関してお客さまへ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客さまがインターネット取引画面へログイン後に電磁的方法により交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。

第2条（電子交付の方法）

（1）前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ①投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面
- ②償還金のご案内
- ③ご投資状況のお知らせ
- ④定時定額購入契約のご案内
- ⑤「指定預金口座」ご確認のお願い
- ⑥お取引店・口座変更のお知らせ
- ⑦運用報告書
- ⑧取引残高報告書（※）
- ⑨譲渡益税のお知らせ（※）
- ⑩特定口座年間取引報告書（※）

（※）上記⑧⑨⑩は、国債等公共債のお取引についても電子交付となります。

⑪取引報告書（投資信託）

⑫その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの

（2）当行が前条に規定する電子交付を行う方法は、前項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法とします。

（3）電子交付された書面は、当該書面が電子交付された日から書面ごとに定められた期間閲覧できます。

（4）お客さまにご用意いただくパソコン等の情報演算処理装置等のシステムにおいては、当行所定の動作環境を備えていただくものとします。

第3条（電子交付の承諾および申込み）

- （1）お客さまがインターネット取引を利用する場合は、本規定を承諾の上、電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは前条第1項に掲げる書面について包括して行うものとし、書面ごとの電子交付の申込みはできません。またこの場合においては、お客さまがインターネット取引以外で取引される場合に交付を受ける、前条第1項の電子交付書面と同種の書面についても、併せて電子交付を受けることを承諾し、申込みをされたものとします。
- （2）当行は原則として、当行所定の手続きにより、お客さまがインターネット取引画面に初回ログインされた日の翌営業日以降において、インターネットでの取引および窓口での取引において発行する書面について電子交付します。
- （3）お客さまが前条第1項に係る書面について、電子交付を中止し、書面交付による取扱いを利用される場合は、当行所定の手続きを行うものとします。変更の際して手続き処理上一定期間を要し、変更前の方法で交付する場合がありますのでご了承ください。なお、変更手続きをされた場合は、以後の交付は書面交付となります。また、再度電子交付を利用される場合は、改めて当行所定の手続きを行う必要があります。その際、手続きが完了するまでに書面交付された書面は電子交付の閲覧はできません。

第4条（電子交付に係る書面の、当行都合による書面交付）

- （1）当行は、前条の規定にかかわらず、当行から電子交付を受けることをお客さまからご承諾いただいた書面につきましても、当行の都合により電子交付に代えて書面交付をさせていただく場合があります。
- （2）当行はお客さまへの通知をすることなく、いつでも電子交付の中止または内容の変更を行うことができるものとします。なお、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付ができるものとします。

第5条（免責事項）

- （1）当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負わないものとします。この場合においては、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。
 - ① 電信または郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
 - ② 通信回線、通信機器およびコンピュータ・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第6条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法により周知します。

第7条（その他）

この規定に定めのない事項については、当行の「インターネット投資信託取引規定」、その他関連する規定・約款等が適用されるものとします。

以 上

2024年12月
株式会社 北日本銀行